



東陽監査法人 Crowe Toyo & Co.

東京事務所

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F
Tel: 03-3295-1040(代表)

大阪事務所

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング19F
Tel: 06-6262-1040

名古屋事務所

〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル5F
Tel: 052-569-1456



www.crowe.com/jp

2025 Transparency Report

2025年11月
監査品質のマネジメントに関する年次報告書

東陽監査法人

CONTENTS

第1編 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」

1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要	
Ⅰ. 理事長メッセージ	1
Ⅱ. 経営理念	2
Ⅲ. 事務所概要	3
2. 経営管理の状況等	
Ⅰ. 品質管理基盤	5
品質管理システムの強化と品質管理向上への取り組み～当法人の特色～	
監査事務所の品質管理システム	
・ 品質管理システムの整備運用に関する責任の方針及び手続	
・ 監査事務所のリスク評価プロセス	
・ ガバナンス及びリーダーシップ	
・ 職業倫理の遵守及び独立性保持のための方針及び手続	
・ 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続	
・ 業務の実施	
・ 監査事務所の業務運営に関する資源	
・ 情報と伝達	
・ 品質管理システムの監視と品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	
・ 品質管理システムの評価	
・ 監査事務所間の引継	
・ 外部機関による検査	
・ コンプライアンス等 法令遵守の取り組み	
Ⅱ. 組織・ガバナンス基盤	17
Ⅲ. 人的基盤	24
Ⅳ. IT基盤	30
Ⅴ. 財務基盤	32
Ⅶ. 国際対応基盤	32

第2編 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」(別紙)

「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況	36
-----------------------	----

第1編 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」

1. 監査品質向上に向けた取り組み及び事務所概要

I 理事長メッセージ

我々の理念「Caring and Sharing ～ ケア、そして価値の共有へ」

監査法人の社会的使命、存在意義は財務情報の信頼性を確保することです。この社会的使命を全うするために、私たちは被監査会社とのコミュニケーションを大切にしています。どんなに困難な環境下においても私たちは被監査会社との意思疎通を常に心がけ、ケア(Caring)を怠りません。このような地道な働きかけの積み重ねは、やがて相互の価値観の共有(Sharing)を醸成します。価値観の共有は、安易な迎合を意味するものではなく、被監査会社との意見の対立を未然に防ぎ、真の意味における高度な監査品質の実現を達成します。結果として財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うすることにつながります。

監査法人にとって唯一無二の財産は人財です。私たち公認会計士に求められるのは、単なる会計・監査の知識ではなく、財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うしようとする強い姿勢と不断の覚悟です。情熱に溢れる優れた人財を育て、監査品質の向上を実現し、社会的使命を全うすることによって広く社会に貢献していく、これが私たちの目指す監査法人です。それゆえ、構成員とのコミュニケーションも重要であると考えています。構成員に寄り添い(Caring)、風通しの良い組織であることが良好な人間関係を生み、適確な情報に基づいた価値の共有(Sharing)を促進します。この価値の共有により、構成員とともに監査法人としても成長していくことを目指します。

構成員に寄り添うとは、個々の能力を思う存分に発揮できるような組織風土を醸成することと考えます。ワークライフバランスもその一つのアプローチであると言えます。監査を取巻く環境が多様化・複雑化していく中、ITテクノロジーを最大限活用し、ワークライフバランスをさらに推進していくことで、構成員との「ケア、そして価値の共有」を実現していきます。

被監査会社及び構成員に対して常にCaringとSharingを心がけています。監査品質の向上を実現し、財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うするために、私たちはこれからも惜しみない努力を続けて参ります。



東陽監査法人 理事長
浅川 昭久

II 経営理念

監査法人の社会的使命と存在意義は、「財務情報の信頼性の確保」という社会的使命を全うし、組織の持続的な成長と価値の向上に努めることにあります。

当法人は、「投資者及び債権者の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、適切な職業的懐疑心を発揮して財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」ことを経営理念として掲げ、これを基本方針として運営しております。

Core Purpose

- ◆ 財務情報の信頼性を確保し、社会的使命を遂行することを通じて、市場の公正性・透明性を確保するとともに、投資家・債権者を保護する
- ◆ 被監査会社等とのコミュニケーションを大切にし、ケアを怠らないことで、円滑なコミュニケーションを実現し、相互の価値観の共有を醸成する
- ◆ 監査法人の唯一無二の財産である人財を、単なる会計・監査の知識だけでなく、情熱に溢れる人財に育て、社会的使命を果たすことによって広く社会に貢献する

Core Values ～高度な監査品質の実現に向けて～

- | | |
|--------|-------------------------------|
| Care | 被監査会社及び構成員とのコミュニケーションを大切にする |
| Share | 被監査会社及び構成員と常に高い価値観を共有する |
| Invest | 被監査会社及び構成員に常に最新の情報を提供できるよう努める |
| Grow | 被監査会社及び構成員とともに持続的に成長する |

III 事務所概要

1. 沿革

- | | |
|-----------|--|
| 1971年 1 月 | 監査法人日東監査事務所を設立 |
| 1981年11月 | 虎ノ門共同事務所との統合を機に名称を東陽監査法人に変更
大阪事務所と名古屋事務所を設置 |
| 2005年 1 月 | 監査法人西村会計事務所と合併 |
| 2006年10月 | 東都監査法人と合併 |
| 2018年 7 月 | Crowe Globalと業務提携 |

2. 事務所の概況

2025年6月30日現在

名 称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認 会計士	特定 社員	計	
東京事務所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル Tel:03-3295-1040	45人	一 人	45人	157人
大阪事務所	大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング19階 Tel:06-6262-1040	2人	一 人	2人	23人
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目26番13号 ちとせビル5階 Tel:052-569-1456	2人	一 人	2人	17人
計	総事務所数 3ヶ所	49人	一 人	49人	197人

※当法人は、特定社員制度を採用しておりません。

東陽監査法人の被監査会社

被監査会社

監査種類別被監査会社数
(2025年6月30日現在)

金商法・会社法監査	80 社
金商法監査	3 社
会社法監査	48 社
学校法人監査	19 社
労働組合監査	1 社
公益法人・一般法人等監査	19 社
その他の法定監査	11 社
任意監査他	31 社

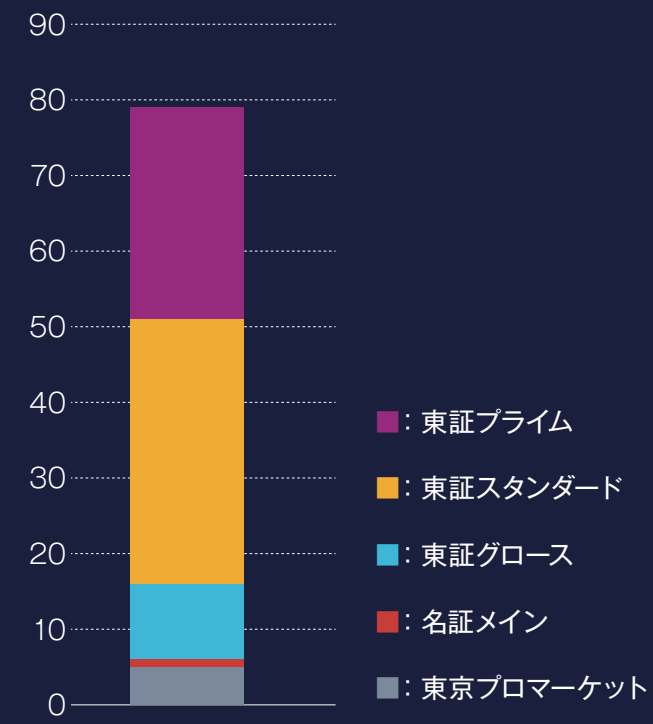
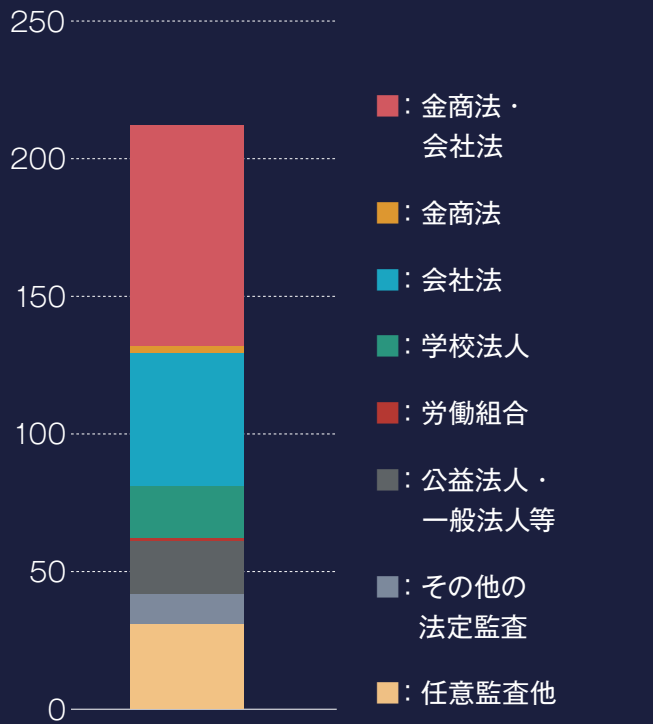
合計	212 社
----	-------

※金商法・会社法監査80社の内訳は以下の通りです。
上場会社 74社
非上場会社 6社

上場市場別被監査会社79社内訳
(2025年6月30日現在)

東証プライム	28 社
東証スタンダード	35 社
東証グロース	10 社
名証メイン	1 社
その他	5 社

合計	79 社
----	------



2. 経営管理の状況等

監査事務所が十分な監査品質を維持していくためには適切な品質管理体制の構築が重要になります。
「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」を理解するための前提となる、監査を支える経営基盤としての6つの基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤、国際対応基盤）を中心に、2024年7月1日から2025年6月30日における当法人の取り組みを説明致します。

I 品質管理基盤

～品質管理システム体制の強化～

公認会計士や監査法人の使命は、「独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保する」ことであります。当法人としても、高度な監査品質を達成し、財務情報の信頼性の確保という社会的使命を全うすることを経営理念として掲げています。監査品質向上への社会的要求が一層高まりつつある状況下で、品質管理を重視する風土の醸成並びに監査業務の品質管理体制の強化が、当法人の最も重要な課題となっています。さらに、監査法人ガバナンスコードへの準拠とそれらの取り組みを一般に公開することが法制化されるなど、品質管理におけるガバナンス機能もさらに強化する必要があります。

改訂品質管理基準の実務の指針であるISQM1をベースとした改正品質管理基準報告書第1号において、従来からの品質管理システムの整備及び運用に関する責任者に加え、新たに品質管理システムに関する最高責任者の設置や責任の割当が義務付けられました。これは、法人の品質管理システムの整備及び運用状況をモニタリングする機関（当法人では監視委員会）からのモニタリング結果及び不備が生じた場合は是正措置等に関する報告を受け、当該システムを評価します。この評価者としての品質管理システムに関する最高責任者と品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を区別し、それぞれが相互に補完しつつ、かつ相互に牽制することにより、品質管理のための最適な組織構造を複合的かつ重層的に構築させようすることに他なりません。私自身、品質管理システムに関する最高責任者として「品質管理統括」の立場から、監査品質に関する重大判断や外部対応、人財育成などの分野で、よりスピーディかつ安定した意思決定が求められます。併せて、品質管理業務全体の統括責任者として組織運営やガバナンスを担うこと、つまりISQMへの総括的対応やモニタリン

グ体制の総責任者として、監査業務の品質の維持向上を支えるべく法人の品質管理システム体制を強化する使命を受けており、以下の要求事項を一つずつ乗り越えていきたいと考えております。

- ・品質管理体制の強化による監査品質の持続的な向上
- ・重要な監査領域等へのモニタリングを強化し、監査業務の全体的かつ安定的なレベルアップ
- ・ガバナンスと実務両面での質の高い意思決定体制の確立
- ・継続的な相互補完・相互牽制により、組織としての最適な運営体制を維持・進化させること
- ・監査法人としての品質管理の評価を上げることにより、外部からの信頼性の向上を実現すること

当法人として、これらの要求事項を達成することで、ステークホルダーの皆様の期待や信頼にお応えし、当法人の品質管理システム自体も持続的な成長を遂げ、国民経済の健全な発展に寄与していく所存でございます。



専務理事（品質管理統括）
榎倉 昭夫

～品質管理向上への取り組み～

監査の品質を持続的に向上させるためには、監査法人に所属する専門要員である人財の監査品質のレベルを引き上げることが必須となります。監査業務を取り巻く制度や基準には、各種法規関係のほか、監査基準報告書等の監査基準、監査に関する（監査事務所における）品質管理基準、さらには倫理規則と多岐にわたります。当法人では、監査法人にとっての唯一無二の財産である人財を磨いていくために、様々な取り組みを行っています。

まず、社員や職員の意識の中に監査品質の重視や監査基準等を遵守する風土を醸成するための周知を徹底するために、監査法人としての行動指針を作成しています。行動指針や品質管理に関する情報は、毎月社員や職員向けに動画配信しています。

次に、監査品質のレベルを引き上げるための新たな教育研修方法を取り入れています。具体的には、従来の集合型研修に加えて、監査基準等の要求事項に適切に対応することの理解が深まるよう、事例を用いた対話型・参加型研修を実施しています。不正リスクや会計上の見積りの監査に関しては、監査調書のモデルとなる参考資料を作成し、全社員・職員向けの勉強会も行っています。

さらに、個別監査業務の監査品質向上のためのモニタリングを強化しています。品質マネジメント本部では、監査業務本部と共同で、内部監査室による完了した監査業務

の検証以外の上場会社の個別監査業務について、重要な監査リスク領域に関連する監査調書を点検し、改善事項の検討や改善状況のモニタリングを実施しています。

品質マネジメント本部は、2025年9月から7つの部署から構成されることになりました。これは、専門知識が必要となる監査業務を支援している審理室に加えて、複雑な情報システムに対応する監査を支援するIT監査部、IFRS適用会社の監査を支援するIFRSアドバイザリー部、将来のサステナビリティ情報開示の保証業務の実践を推進しているサステナビリティ・アドバイザリー部を品質マネジメント本部内に配置することによって、監査品質の向上を図るものであります。

監査法人の人財や監査チームの監査品質のレベルを向上し、品質マネジメント本部による品質ガバナンス強化により、財務情報の信頼性の確保という監査法人の社会的使命を全うしていく所存です。



品質マネジメント本部長
井澤 浩昭

～当法人の特色～

● 多様な業種に対応

上場被監査会社の業種が多岐にわたっていると同時に、一般事業会社以外にも、学校、非営利法人、金融機関等の監査も多数あるため、多様な監査に対応できる品質管理体制を備えています。

● 迅速な意思決定

経験豊富な人財が多く在籍していることから、被監査会社等からの質問、相談に対して迅速な対応を行っています。また、会計・監査上の重要事項については審査部の委員長・副委員長で構成される合議制の事前審査委員会においても協議されます。

● 情報セキュリティへの対応

パソコン紛失リスクに備えてのシンククライアント対応、セキュリティの専門業者による外部モニタリングなど、積極的に取り組んでいます。

● 組織環境の整備

多様な働き方を提供するとともに適切で透明な評価を行い、風通しの良い組織を作り、プロフェッショナルとして切磋琢磨できるより良い組織環境を目指しています。

● 監査品質向上のための法人内部の意見交換

各監査部において構成員との面談を原則として年2回行い意見交換を行っています。また、監査部と品質マネジメント本部が連携し、品質管理に関する意見交換が常時行えるような環境を整備しています。

● 取り組みの評価と活用

経営監督評価委員会が定期的に評価します。

この評価結果等は理事会で検討した上で組織的な運営の改善に活用します。

● 非監査業務の位置付け

監査業務を中心としているため非監査業務自体の収入割合は高くはありませんが、被監査会社等のニーズに応えるため及び専門的能力を高めるために、倫理規則に基づき、当法人が提供できる非監査業務に対応しています。

● 協会活動への積極的な関与

日本公認会計士協会理事のほか、品質管理基準委員会、監査・保証基準委員会、業種別委員会など、各種の委員会に委員として参加することにより、協会運営に積極的に貢献するとともに、当法人の品質管理向上にもつなげています。

● ステークホルダーとの意見交換

公認会計士・監査審査会及び日本公認会計士協会と定期的な意見交換を実施しています。また、被監査会社の役員等とは、監査上のリスク等について深度ある定期的なディスカッションを義務付けています。

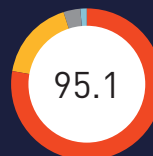
2025年5月に、当法人が監査している上場会社及び公認会計士法上の大会社等の監査役、監査等委員を対象に「監査品質向上のための調査」を実施してすべての調査対象会社から回答を得ました。本調査では、外部機関のレビューの結果や監査チームの独立性の保持等についての監査チームからの説明の妥当性、監査役会又は監査等委員会とのコミュニケーションの実施状況など10項目について評価を得ました。

すべての質問項目についてのご回答の平均値として、「そう思う」が61.6%（前回調査では58.5%）「どちらかということそう思う」が27.7%（同27.6%）と、両者を合わせた肯定的な回答は89%となり、前回の調査より3%アップしました。このほか、様々なステークホルダーとの意見交換会に参加することにより、会計監査の品質の向上等に役立てています。

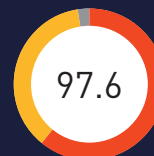
〈 監査品質向上のための調査結果 〉

■ そう思う ■ どちらかということそう思う ■ どちらでもない（又は該当なし） ■ どちらかということそう思わない ■ そう思わないための調査結果

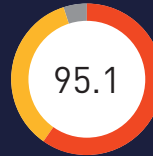
Q1 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果や公認会計士・監査審査会による検査結果について十分な説明を行っていますか。



Q4 経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っていますか。



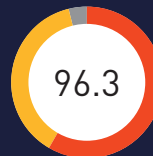
Q2 貴社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されていますか。



Q5 監査計画策定に際し、不正リスクを適切に評価し、その内容を十分に説明していると思われますか。



Q3 監査チームは監査役会または監査等委員会と有効なコミュニケーションを行っていますか。



Q6 当該監査計画が適切に実行されていると思われますか。



監査事務所の品質管理システム

1.品質管理システムの整備運用に関する責任の方針及び手続

当法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して品質管理規程等を定め、社会からの信頼に応えるべく、契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、審査等に至る品質管理に関する方針及び手続を定めて、品質管理のシステムを整備し、運用しております。

品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を理事長が負うとともに、品質管理統括専務理事が、法人全体の品質管理に関する最高責任者として、品質管理方針の策定・統括、外部対応、品質関連リスクへの全社的判断を担当します。また、監査業務の品質管理を行う専任部門の品質マネジメント本部の実務執行責任者の品質マネジメント本部長が品質管理システムの整備・運用、モニタリング・支援機能のマネジメントを担当しています。品質管理統括専務理事と品質マネジメント本部長が連携し、品質管理に関する計画・実行・評価を重層的に遂行する体制を整備しています。

なお、専任部門の責任者である品質マネジメント本部長は、監査業務の品質管理に役立てることを目的とした監査実務の現状把握のため、当該部門に著しい影響を及ぼさない程度において監査業務を兼任しております。ただし、兼任をしているものの、本部長としての本来の業務である監査業務の品質管理に従事するための時間を十分に確保していること、大規模な上場会社等の関与数を少なくすること、監査業務の専門的な見解の問い合わせや上級審査（事前審査）において、業務執行社員として関与する監査業務から生じる慎重に判断すべき事項については、問い合わせ申請者、審査上の説明者もしくは回答者とならないこと、品質マネジメント本部側での問い合わせに対処する検討者や評価者、並びに審査担当者とならないなどの運用をしております。

【不正リスクへの対応】

当法人の品質管理システムは、不正リスクに対応するための品質管理を含んでおり、不正リスクに関する品質管理の責任者を品質マネジメント本部長と定めております。

2.監査事務所のリスク評価プロセス

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するため、当法人及び当法人に所属するすべての専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令に従って監査業務を実施すること、及び当法人が状況に応じた適切な監査報告書を発行することを目的としております。これらの目的達成のために、追加の品質目標の設定を含む品質管理システムを構成する監査法人のリスク評価プロセスを適正にデザインし適用すること及び当該プロセスをモニタリングし、結果として不備が識別された場合には、速やかに是正プロセスをデザインし、是正措置を講じることとしております。

3.ガバナンス及びリーダーシップ

当法人は、品質管理規程において、品質管理システムを支援する環境を確立するために、ガバナンス及びリーダーシップに関する以下の品質目標を設定しなければならない旨を定めています。

（1）当法人は、法人全体の組織風土を通じて、品質へのコミットメントを示し、以下を認識し強化すること。

- ①より質の高い監査を一貫して実施することにより公共の利益に資する当法人の役割
- ②職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢の重要性
- ③業務の実施又は品質管理システムの活動における品質に対するすべて専門要員の責任並びに期待される行動
- ④財務上及び業務上の優先事項を含む、当法人の戦略的意思決定及び行動における品質の重要性

（2）最高責任者等は、品質管理に関して説明責任を含む責任を負うこと。

（3）最高責任者等は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示すこと。

（4）当法人の品質管理システムの整備及び運用を可能にするように、組織構造並びに役割、責任及び権限の分担が適切であること。

（5）財源を含む必要な資源が計画され、当法人の品質へのコミットメントと整合した方法で資源が入手、配分又は割り当てられていること。

なお、当法人の理事等による職務の執行が適正に行われることを確保するため、定款、業務運営規則等の規程において必要な体制を定めております。また、経営の意思決定機関としては理事会を設置しており、規程に基づき、各会議体で決議等を行っております。また、監査法人のガバナンス・コードに基づき、経営監督評価委員会を設置しております。

4.職業倫理の遵守及び独立性保持のための方針及び手続

（1）職業倫理

公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。すなわち、専門要員に対して誠実性、公正性、正当な注意並びに秘密保持等の適格性の具備を求めているものであり、その要件等については関連規程等に具体的に定めております。

（2）独立性

独立性の保持のための方針及び手続を定め、当法人及び専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。

監査人による監査関与先に対する非監査業務の提供には一定の制限がありますが、当法人及びCrowe Globalが監査関与先に対して非監査業務を提供する場合には、その網羅性の確認とともに独立性に関する職業

倫理の規定に照らして、提供の可否を判断しております。

なお、専門要員に対しては、年に1回、独立性に関する年次確認手続を実施するとともに、一定の範囲で内部検査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性抵触の有無を確認しております。さらに、監査チームに参画するすべてのメンバー及び審査担当者は、監査業務の開始時点及び終了時点で被監査会社等との間に利害関係のないことを確認しており、その確認結果についても監査調書としております。

年次コンプライアンス

	2023年度	2024年度
確認書 回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

（3）ローテーションの方針及び手続

監査責任者及び主査等の専門要員のローテーションについては、継続関与期間の規制及び当法人の専門要員のローテーションに関する規程に基づいてローテーションを実施しております。主要な同一関与先に対する監査責任者の継続関与期間は、最長7会計期間（上場会社の筆頭監査責任者については、最長5会計期間）、及び主査等の専門要員が大会社等について継続して担当する期間は最長10会計期間として、これを超えて監査業務を行えないこととなっております。

なお、審査を担当するレビュー・パートナー（以下、「RP」という。）についても、ローテーション（最長7会計期間）を実施しております。

5. 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結については、監査業務本部及びリスク管理部における受嘱の可否の検討の後、理事会の審議・承認を経て決定しております。

受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等の確認、被監査会社等の事業内容・経営陣の姿勢・ガバナンス・企業環境・内部統制等の理解、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の識別等を検討しております。監査業務本部及びリスク管理部では、上記契約上のリスクの検討のほか、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を考慮して新規受嘱の可否を検討し、リスク管理部が理事会に事案を上程しております。

また、監査契約の更新については、リスク（不正リスクを含む。）を識別、検討し、審査部の承認を要することとし、監査業務本部では、監査契約の締結に際し、審査部が承認した監査契約の内容及び被監査会社等の情報の更新を確認しております。なお、更新に際し前年度の監査契約から一部の契約条項を変更する場合には、リスク管理部が当該変更点を確認しております。

【不正リスクへの対応】

上記の通り、監査契約の新規の締結及び更新にあたっては、不正リスク等を考慮してリスク評価を実施することとしております。新規契約の締結の場合にはリスク管理部、理事会の承認を要することとし、契約の更新の場合には、審査部が承認した監査契約の内容について、監査業務本部の確認を要することとしております。

6. 業務の実施

（1）監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務は、契約受嘱から監査計画の立案、監査業務の実施、監査報告書の発行、監査調書の保管に至るすべての局面において、監査基準等や当法人が求める監査業務の品質が合理的に確保されるように遂行される必要があります。そのため、監査チームの編成、専門要員に対する指揮・監督、監査調書の査閲、監査調書としての記録及び管理・保存の方法等を適切に行うための方針及び手続を定めております。

また、監査業務に必要な情報や技法を監査マニュアル等として整備して利用するとともに、専門要員に対して、品質マネジメント本部、品質管理部、審理室等から適時かつ適切に情報発信を行うことを通じて、監査業務の品質が合理的に確保されるよう努めております。

（2）専門的な見解の問い合わせの方針及び手続

監査チームが、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について専門的な見解の問い合わせを行う場合の問い合わせ先は、審理室が一元的に管理しております。審理室では監査チームからのこれらの問い合わせに対して、内部専門家や外部専門家に助言を求めるなど、審理室として見解を提示します。監査責任者は、審理室から提示された見解を踏まえて、監査チームとして判断する責任を負っております。

（3）審査の方針及び手続

すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。

審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象としています。審査にあたっては、審査担当者の選任に関する責任の付与に関する方針又は手続を定め、適格な審査担当者の選任を通じて、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論を客観的に評価しています。多様な業種に対応するため、一部の監査業務に係る審査について合議制を採用しておりますが、原則としてRPによる審査が実施される運用としております。

（4）監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

審理室から提示された専門的な見解と監査チームの見解とが相違する場合や、監査チームメンバー間、あるいは監査責任者とRP等との間で監査上の判断が相違する場合等には、監査責任者は事前審査を受審することとされており、所定の方針及び手続に従って協議をもって解決を図っております。

（5）監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理にあたっては、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するため「監査調書管理・保管規程」を整備しています。紙面により保管する調書につきましては、アーカイブ後、速やかに調書を外部倉庫へ搬出してあります。監査調書としては、Casewareを利用した電子監査調書システムを導入しており、監査ファイルの最終的な整理後に監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加できない仕組みを構築しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務における対応は、以下の通りであります。

①指揮、監督及び査閲

当法人は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る指揮、監督及び査閲に関する方針及び手続を定めております。監査責任者は、適切なメンバーの選定をはじめ、監査業務を指揮、監督するとともに監査調書を査閲する責任を負っております。

②専門的な見解の問い合わせ

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて専門的な見解の問い合わせを行い、入手した見解を検討することとしております。

③審査

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、RP及び審査委員会は、まず不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査チームの判断について評価します。その結果、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の監査計画におけるリスク評価及び実施したリスク対応手続の妥当性等を検討します。

④監査責任者の全員の交代

同一の被監査会社等について監査責任者の全員が同時に交代する場合には、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達するとともに、当該伝達が適切に行われていることを監査責任者が確認することとしております。

7. 監査事務所の業務運営に関する資源 ～専門要員の採用、教育・訓練、 評価及び選任～

専門要員の採用に関する方針及び手続を定めて、当法人の経営方針及び各事務所の人員計画に基づいて、業務遂行に必要な能力を保持する誠実な人財を専門要員として採用（定期採用及び中途採用）しております。

当法人の教育・研修プログラムの充実を図る一方で、専門要員に対してその受講と日本公認会計士協会継続的専門能力開発制度（CPD）のプログラム履修を義務付け、研修部においてCPD履修状況のモニタリング管理を行っております。専門要員の評価、報酬及び昇進等は、品質管理を重視して定めた方針及び手続により実施しております。監査チームの編成に際して、監査責任者及び主査等の専門要員については、その能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して理事会の決議により選任しております。また、監査責任者等は、監査対象会社の業種・規模等を考慮して監査チームを編成しております。監査責任者等の選任及び監査チームの編成に際しては、監査業務の遂行に必要な能力、経験等を踏まえて一定の監査品質を確保できることを最優先しており、必要に応じて、監査業務本部が監査チームの適切な編成について助言、指導しております。

【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練にあたっては、実際の不正事例をケーススタディとして紹介し、不正事例に関する知識の深耕を図るとともに、研修カリキュラムにおいて不正リスク対応を取り入れて、実践的な教育・訓練の機会を提供しております。また、監査チームを編成する場合においては、識別した不正による重要な虚偽表示リスクの程度に応じて、不正に関する知識や能力を考慮して編成することとしております。

8. 情報と伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするため、すべての専門要員に関連する品質管理システムに関する情報の取得、生成、利用及び当法人内外への適時な情報の伝達に対処すべく、以下の品質目標を設定しています。

（1）内外の情報源を問わず、情報システムが品質管理システムを支える関連性のある信頼性の高い情報を識別捕捉、処理し維持すること。

（2）当法人の組織風土が、専門要員と監査事務所、及び専門要員同士で情報を交換する責任を認識させ強化すること。

（3）監査チームを含む監査事務所全体で、関連性のある信頼性の高い情報が、以下、双方向に伝達されること。

①専門要員と監査チームに対して、監査事務所から品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解して果たす上で十分な情報が伝達されること。具体的には、独立性に関する要求事項の変更やその変更に対処するための監査事務所の方針や手続、品質管理システムの変更、契約の新規締結及び更新のプロセスにおいて入手した情報のうち、監査チームが業務を計画し実施する上で関連する情報等が挙げられる。

②監査事務所に対して、専門要員及び監査チームから品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に情報が伝達されること。具体的には、監査事務所が契約の新規締結又は更新を承認しない原因となった可能性のある業務の実施において得られた情報、監査事務所の対応の運用に関する情報、審査担当者又は専門的な見解の問い合わせ等が挙げられる。

（4）品質管理システムを支える関連性及び信頼性の高い情報が、監査事務所から外部の者にも伝達されること。

具体的には、①②などが、これに該当する。

①監査事務所からネットワーク又はサービス・プロバイダーに対して情報が伝達されること。当該情報の伝達により、ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、ネットワークの要求事項もしくはネットワーク・サービス又はそれらによって提供される資源に関する責任を果たすことが可能になる。また、事務所に影響を与える独立性に関する要求事項が存在する場合、監査事務所はネットワーク又はネットワーク・ファームからネットワーク・ファームの関与先に関する情報を入手する。

②監査事務所から、外部に対して情報が伝達されること。法令等もしくは職業的専門家としての基準により要求される場合や外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するため、外部に情報が伝達される。関連法令等が監査事務所に対し特定の事項を監査役等へ伝達することを要求している場合などがこれに該当する。

9. 品質管理システムの監視と品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

（1）監査事務所の品質に関する方針及び手続の監視のプロセス

①内部監査室

内部監査室が当法人の品質管理システムを監視しており、個々の監査業務の品質管理の実施状況を日常的に確認するとともに定期的に実施状況の点検を行っております。実施状況の点検対象は、まず、当法人の全般的な品質管理システムとして定められている対象である、人事に関する事項、監査業務の遂行、監査意見形成のための審査機能、監査責任者の交代等であります。当該点検に際して、品質管理の方針及び手続の妥当性や合理性及び十分性、品質管理の方針及び手続への準拠性、品質管理に関するマニュアルや様式等の適切性、人材育成活動の有効性等の当法人の全般的な品質管理について、監視とともに評価しております。次に、個別の監査業務の品質管理システムとして定められている、監査チームの編成、専門要員に対する指揮・監督、監査調書の査閲、監査意見表明のための審査等の実施状況であります。これら個別の完了した監査業務の検証も、内部監査室が定期的に評価しております。

②品質管理検討室

品質マネジメント本部は、品質管理検討室を設置し、重要な監査リスク領域に関連する監査調書を上場会社間で横断的に点検することにより個々の監査業務の品質管理の補完等を行っております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

内部監査室は、監視・検証の結果発見された事項を評価し、必要事項について、是正措置を関係責任者、監査責任者に伝達して共有するとともに、これらを監視委員会に報告することとしております。監視委員会は、識別された不備の根本原因を調査し、当該不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することによって、不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を分析するとともに、その結果を踏まえ、不備に対処する改善活動を実施することとしております。また、監査責任者は、監視・検証による指摘事項が監査意見の形成に重要な影響を与えているか否かを確認するとともに、必要な場合には速やかな是正措置を講じることが求められています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

専門要員による実施業務に対する不適切な行為や法令等の違反その他当法人の定める品質管理システムに抵触する場合等において、これらに関する不服や疑義がある場合の対処方針及び手続を定めております。不服等がある場合には、内部監査室長宛にこれを申立てることとしておりますが、その際には匿名も妨げないことになっております。なお、申立者が不利益を受けることがないように、内部監査室長は最善の注意を払い、不当な扱いが事実認定された場合には速やかに是正措置をとることとしております。また、外部通報制度も導入しております。これら各通報制度の環境を整えること及び当法人のコンプライアンス強化を目的として、コンプライアンス・ホットラインを当法人内及び顧問弁護士事務所に設置しております。

【不正リスクへの対応】

不服と疑義の申立てとして得られた不正リスク情報への対応に関する方針と手続を定めています。また、不服と疑義の申立て以外の、監査チームが被監査会社等から知り得た不正に関する情報については、別途報告を求めるとしてしています。

(4) 品質管理システムについての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質目標について責任を負う各部門の責任者により実施されている日常的モニタリングのほか、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的モニタリングを年に一度実施しています。

【個々の業務品質のモニタリング】

内部監査室は、監査業務の定期的なモニタリングを原則として年に一度実施しています。個々の業務品質のモニタリング対象の選定においては、監査業務を実施する業務執行社員は少なくとも3年に一度は完了した監査業務の検証の対象となるようにするほか、リスクが高いと識別された監査業務等は、別途追加して対象とすることとしています。

その他、品質マネジメント本部は、品質管理検討室を設置し、重要な監査リスク領域に関連する監査調書などについて、品質管理検討室が自己点検のための書式を指定して監査チームに自己点検を依頼し、その結果を上場会社間で横断的に確認することにより個々の監査業務の品質管理の補完等を行っております。

【法人の品質管理システムのモニタリング】

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、内部監査室が独立した評価チームとして、年に一度、各品質目標のリスク対応手続の整備及び運用状況进行评估しています。また、Crowe Globalのネットワークによる検証を少なくとも3年に一度は受けています。

【発見事項の評価、根本原因分析及び識別された不備への対処】

当法人は、モニタリング活動の実施、外部検査及びその他の関連する情報から特定された発見事項が、個別にまたは組み合わせて品質管理システムに及ぼす影響を評価します。

識別された不備に対しては、根本原因を分析し、不備の重大性及び広範性を評価した上で、品質改善計画を策定します。不備の評価結果、根本原因分析及び品質改善計画は、品質目標に関する責任を負う各部門の責任者に伝達され、適時に改善活動が実施されます。

当法人の監視委員会は、品質改善計画が適切に設計され効果的に運用されているかを評価し、品質改善計画の進捗状況を監視します。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、監査業務の実施状況等に関して、当法人の方針及び手続に準拠しているか否かについても、監視・検証の対象としております。

また、当法人内外からもたらされる不正リスクに関する情報については、関連する監査責任者等に適時に伝達するとともに、監査責任者等は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、不正リスクに関する情報の内容に応じて審査部に報告することとしております。

10. 品質管理システムの評価

当法人では、品質管理統括専務理事を法人の品質管理システムに関する最高責任者、品質マネジメント本部長を品質管理システムの整備及び運用の責任者とし、当法人において設定された品質目標に対し目標達成の責務を担う各部門の責任者（プロセスオーナー）を選任しております。品質目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施にあたり、当法人は品質管理システムに係るプロセスオーナーにより、すべてのリスク評価プロセスを整備及び運用しており、品質管理基準報告書第1号及び第2号で要求される品質管理システム内の各構成要素に関連する品質目標を明確に設定しております。その目標達成のプロセスにおいて潜在する品質リスクを識別し、これらリスクの重要度や影響度を検討評価し、方針又は手続の策定及びそれらへの遵守性など、日常的モニタリング活動を実施しながらリスクを軽減するための措置を講じております。これに並行して、当法人では業務向上委員会を設置し、法人の品質管理システムを含む業務全般の向上のための企画、指示並びに必要な是正措置を議論し、必要に応じて関係各部署に提言を行う活動をしております。

当監査法人の品質管理システムは、業務の品質管理の方針の策定をした上で、その実施に関して、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価しております。これは、より質の高い監査を一貫して実施するための品質管理システムを整備、運用することに関して、事業年度末において、品質管理システムの各構成要素とプロセスにつき、重大な不備が存在せず、有効に機能しているとの心証を得たことによります。なお、不備が識別された場合には、その重大性と広範性を評価し、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。また、品質管理システムには固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではありません。

なお、当監査法人の品質管理統括専務理事が、第55期（自2024年7月1日至2025年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

11. 監査事務所間の引継

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について、監査人交代に伴う監査事務所間の引継に関する方針及び手続に従い、実施しております。

【不正リスクへの対応】

① 監査人予定者への引継

後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況も含め、識別した監査上の重要事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のある関連する監査調書の閲覧に応じるように定めております。

② 前任監査人からの引継

前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等について質問するように定めております。

12. 外部機関による検査

当法人は、日本公認会計士協会や公認会計士・監査審査会による外部検査を受けています。監査上の不備が特定された場合にはその原因を究明し、それを是正するための措置を講じる体制を整えています。

また、上場会社等監査人登録制度において当法人は、公認会計士法第34条の34の4第1項の規定による上場会社等監査人名簿への「登録の審査のためのレビュー」が実施され、審査の結果、上場会社等監査人名簿に登録した旨の通知を2024年9月20日付で受領しております。

■日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果

2023年1月23日付けで、「重要な不備事項のない実施結果」を記載した品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領しております。

13. コンプライアンス等 法令遵守の取り組み

当法人は、専門要員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質管理規程、監査業務実施規程及び専門要員規程を制定しております。

■法人内外の問題に関する対応

ハラスメント担当等を設置しており、問題が発生した場合には適時に適切な対応をとることができます。

■監査法人に関連する法令に対する対応

犯罪収益移転防止法等監査法人に関連する法律に関しては対応部署を定め、適宜研修や社内アナウンスを行うなどして周知しています。

内部・外部通報制度

内部及び外部からの通報については、当法人のホームページ上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。窓口については、当法人内の担当窓口と当法人外である法律事務所の2つから選択可能となっています。通報者や通報内容は厳重に管理していますが、匿名による通報も可能です。入手した情報は、すべて適切に対応しており、それらの管理は内部監査室が行っています。

■インサイダー取引規制

インサイダー取引防止規程等を設けるとともに、定期的にインサイダー取引規制等の法令遵守に関する研修を実施しています。これらの取り組みを通じて、インサイダー取引防止の周知徹底を図り、継続的に注意喚起することで、専門要員及び事務職員におけるコンプライアンス意識の高揚に努めています。なお、専門要員及び事務職員の上場株式等の売買については原則として禁止しております。

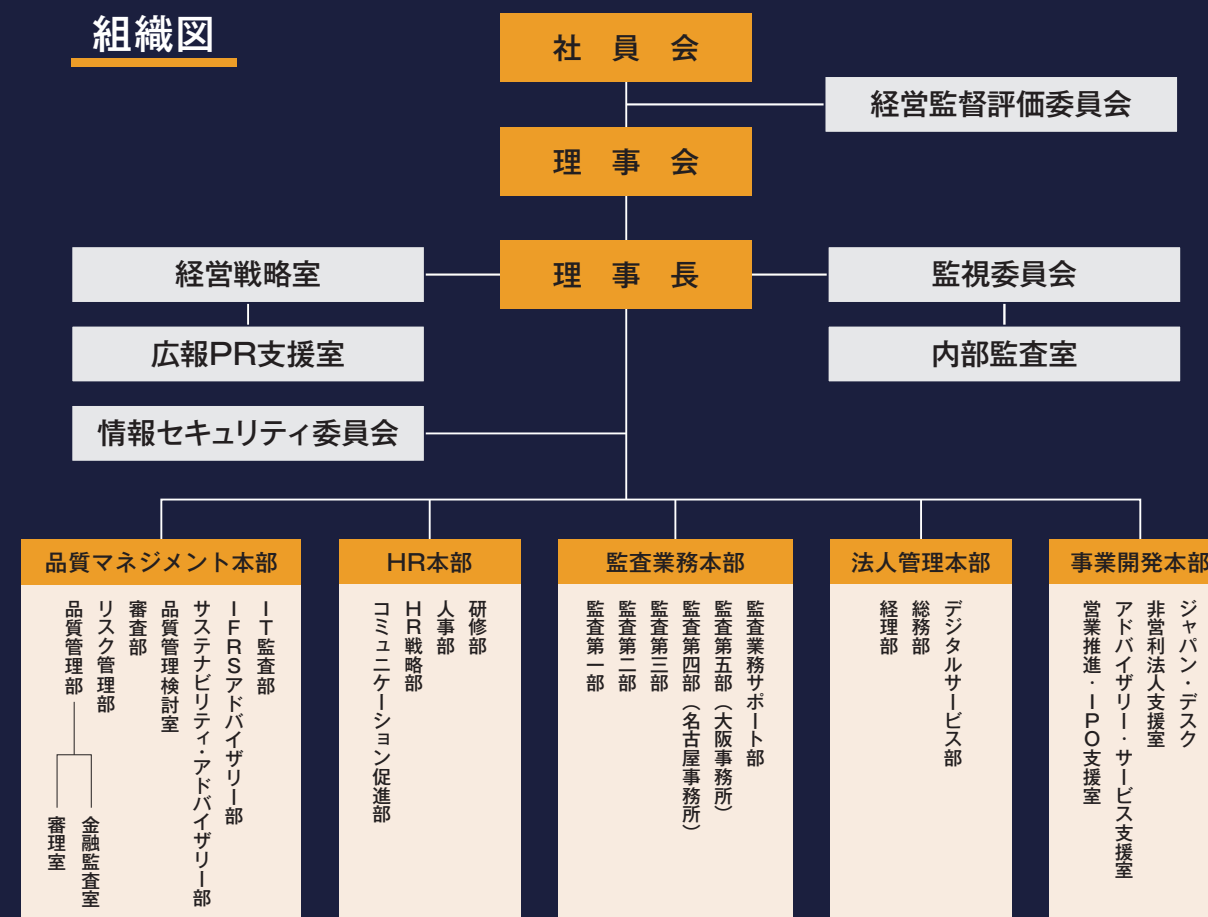
■情報セキュリティ

業務で使用しているパソコンは、データが保存されないシンククライアント(製品名True Office)を導入し情報漏えいリスクを低減しています。また、SOCサービス契約により、外部との接続のログを24時間365日モニタリングし、サイバー攻撃等の疑わしい挙動を速やかに検出できる体制を構築しています。

II 組織・ガバナンス基盤

～ガバナンス体制 品質重視という方針の共有～

組織図



理事長・副理事長・専務理事



浅川 昭久
理事長



辻村 茂樹
副理事長
経営戦略室長



榎倉 昭夫
専務理事
品質管理統括

理事



田中 章公
理事
HR 本部長



桐山 武志
理事
監査業務本部長
地区事務所理事(名古屋)



安達 博之
理事
法人管理本部長



三浦 貴司
理事
事業開発本部長
地区事務所理事(大阪)

業務執行の機動性と統制の実効性を高次に両立し、 監査品質の確保を支えるガバナンス体制

ガバナンス

当法人のガバナンス体制の特徴として以下の2点が挙げられます。

- 理事会の構成員となる理事等が5つの各本部を統括し(地区事務所についても担当理事を設定)理事会として法人の業務執行を担っていること
- 品質管理部門が個別担当業務に応じて細分化されていること

理事会は、各本部から理事のみならず補佐担当者も出席することにより、より現場に即した意思決定を図るようにしています。一方で、品質管理部門は内部牽制機能を持たせるために、同規模の監査法人に比べて細分化しています。品質マネジメント本部が各部門を指揮し、それぞれを有機的に機能させています。また、監査法人のガバナンスコードに基づき、経営監督評価委員会を設置するとともに、監視委員会及び内部監査室にモニタリング機能を持たせ、適時で適切なモニタリングを行っています。

社員会

- 社員全員で構成する法人の最高意思決定機関
- 社員会は定時(年1回8月)、定例(年2回)及び臨時で開催されます。

理事会

- 理事長、副理事長、専務理事それぞれ1名及び理事4名により構成され、社員会から経営に関する意思決定を委任されています。
- 副理事長、専務理事及び理事は理事長の指名により社員会で 信任決議されます(任期は3年)。
- 理事会は定期的に開催されています(月2回程度)。

理事長

- 最高経営責任者
- 経営監督評価委員3名及び経営監督評価委員会が選任した社員4名で構成される指名委員会に立候補者を選考・指名し、社員会にて信任決議されます(任期は3年)。

経営監督評価委員会

- 当法人の経営の実効性の発揮を支援するため、経営から独立した立場で経営全般に関する幅広い事項について議論し、経営機能の実効性を監督・評価しております。
- 委員は社員から1名、独立性を有する第三者(外部委員)2名で構成され、構成員の過半数は外部委員で構成されることとなっております。当該委員は理事会の決議を経て社員会において選任されます。(任期3年)
- 経営監督評価委員会は、以下の目標を達成するために原則として毎月開催しており、業務運営体制、業務運用の現状及び法人の現状と問題点について担当責任者にヒアリングを行い、業務運営の実態把握に努めております。経営監督評価委員は外部委員含め原則として月1回理事会に出席し、法人の課題と理事会の対応に理解を深め、適宜意見を述べています。

- ① 理事会等経営執行機関の実効性向上に資する助言・提言
- ② 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ③ 理事会等経営執行機関の構成員の選退任・評価及び報酬の決定過程への関与
- ④ 専門要員の人材育成、人事管理・評価及び報酬にかかる方針の策定への関与
- ⑤ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与
- ⑦ その他必要と認められる業務

経営監督評価委員会の報告

- 当法人は、日常の監査業務運営を適正かつ効率的に管理・指導し、監査の品質管理に取り組んでおり、ガバナンス上も問題がなかった旨の年次報告が理事長宛てになされています。

服部 弘

弁護士・社外委員



- 1984年 弁護士登録(東京弁護士会) 大原法律事務所入所
- 1993年 大原法律事務所・弁護士(現任)
- 企業法務を多く手掛けるとともに、上場企業等に対するコンプライアンス研修等を行っている

中村 元彦

公認会計士・税理士・CISA、
博士(政策研究)・社外委員



- 1990年 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所(2003年7月退所)
- 1994年 公認会計士登録
- 2003年 中村公認会計士事務所 開設
- 2010年 日本公認会計士協会理事就任(理事1期、常務理事2期:IT担当常務理事などを担当、2019年退任)
- 2014年 千葉商科大学会計大学院准教授
- 2016年 千葉商科大学会計大学院教授 監査論、連結財務諸表、論文指導などを担当(現任)
- 2019年 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 非常勤講師(現任)
- 2023年 千葉商科大学会計教育研究所所長(現任)

鈴木 裕子

公認会計士



- 1996年 東陽監査法人入所
- 1998年 公認会計士登録
- 2003年 社員就任
- 2009年 東陽監査法人 研修部長就任
- 2012年 東陽監査法人 理事及び人事部長就任
- 2014年 東陽監査法人 研修部長就任
- 2019年 日本公認会計士協会 本部理事(監査・保証・IT担当)就任
- 2022年 日本公認会計士協会 本部常務理事(継続的専門能力開発担当)就任
- 東陽監査法人入所以来、上場会社を中心に証券、銀行、製造、卸売、サービス等様々な業種の監査業務に従事している

監視委員会

監視委員会は、リスクアプローチに基づく品質管理システムの整備及び運用が適切に行われるために、品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報を適時に把握し、識別した不備に適切に対処するモニタリング及び改善活動の実施、当法人の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られた発見事項の評価を行います。品質管理システムに関するモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は監視委員会委員長とし、主に下記の業務を行います。

- ① 内部監査室から、実施したモニタリングの内容、品質管理システムの不備とその評価結果及び不備に対処する改善措置について適時に報告を受けます。
- ② 識別された不備の根本原因を調査し、当該不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することによって、不備の重大性及び影響を及ぼす範囲を分析します。
- ③ 識別された不備の根本原因分析の結果を踏まえ、不備に対処する改善活動を評価します。

④少なくとも年に一度、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供しているかについて、理事長及び品質管理統括専務理事に報告します。

なお、委員会は、原則として3か月に1回以上開催することとし、委員会の業務遂行にあたり、内部監査室が補佐するものとしています。

●品質管理システムのモニタリングの内容、時期及び範囲
各プロセスのRCMによる自己点検から始まり、内部監査室の定期的検証を含めたモニタリング活動による評価、改善活動、さらに、監視委員会が根本原因や改善活動を最終的に評価した上で、理事会に報告(8月)し、品質管理システムに関する最高責任者である品質管理統括専務理事がその情報をもとに、合理的な保証を提供していると結論付けます。

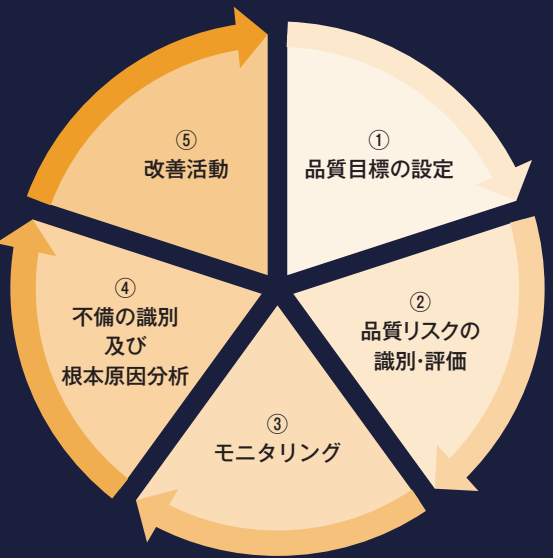
●品質管理システムのモニタリングにおいて
識別した不備の評価及び不備への対応状況
モニタリング活動を経て、必要事項については是正措置を関係責任者に伝達して共有するとともに、整備面の見直しを図ります。整備を完了した上で、期末に向け、運用評価を実施致します。

●改訂「監査に関する品質管理基準」に基づく
評価の結論、結論を踏まえた対応状況
(評価結果等の公表の予定表等を含む。)
品質管理システムは、改訂「監査に関する品質管理基準」に基づき、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していると判断しました。

これは、より質の高い監査を一貫して実施するための、品質管理システムを整備、運用することに関して、事業年度末において、品質管理システムの各構成要素とプロセスにつき、重大な不備が存在せず、有効に機能しているとの心証を得たことによります。なお、不備が識別された場合には、その重大性と広範性を評価し、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。また、品質管理システムには、固有の限界があるため、合理的な保証は絶対的な保証水準ではありません。上記を踏まえまして、今後も、継続し、目的達成がなされるように、品質管理システムの整備、運用につきモニタリングの実施を図る予定です。

なお、完了した監査業務の検証については、内部監査

室が実施しており、その結果を法人内に周知すべく、全専門要員を対象とした必修研修を実施致しました。



内部監査室
当法人の品質管理業務全般について、品質管理規程に則って運営されているかどうか検証します。当法人では、通常3年を超えない期間で、全パートナーが対象となるように、内部監査室による完了した監査業務の検証の対象業務を選定し検証を実施しており、その評価結果はパートナーの査定に反映しています。個別監査業務にかかる完了した監査業務の検証のほか、法人の各部門について品質管理のシステムが有効に機能しているかについてモニタリングしており、その結果は、監視委員会に報告するとともに、法人内で水平展開し、それぞれの品質向上に役立てています。

	2024年度 (実績)	2025年度 (計画)
検証対象業務数	10件	11件
監査意見の修正を要する不備	0件	0件
対象パートナー数	20名	23名
パートナー カバー割合	40.8%	46.9%

※対象パートナー数は重複者を除いています。

各本部の機能

経営戦略室
経営戦略室は、監査法人の進むべき方向を打ち出したものに対し、法人組織をその方向に導き、舵取りをする役割を担います。日々変化していく経済状況及び業界動向をベースにデータ分析し、企画や戦略を理事長に提案し、補佐として経営全般をサポートします。また、法人内の各部門との連携や調整を行い、組織全体を指揮します。2～3年後を視野に入れた中期的目標を立案し、経営目標を決定します。そして、目標達成のための具体的なアウトラインを打ち出します。シェア拡大、事業の拡大の目標に対して、必要とされる新規業務、広報活動、企画、人財資源の増強などを立案し、調整を図ります。

情報セキュリティ委員会
情報セキュリティ責任者（理事長）のもと、情報セキュリティを適切に管理・推進するために、情報セキュリティに関する全社的なモニタリング及び方針の策定等を行っています。情報セキュリティに関する実際の運用は主にデジタルサービス部が担当しています。

HR 本部

当法人の人的基盤となる人財の確保・維持及び教育・研修を担当しています。

品質マネジメント本部
品質マネジメント本部は、品質管理業務全般を担当し、以下の各部署から構成されています。品質マネジメント本部長が管轄する各部署の人員数は以下の通りです。

	2024年7月1日	2025年7月1日
品質管理部・審理室・金融監査室	40名	41名
リスク管理部	7名	8名
審査部	54名	45名
品質管理検討室	6名	6名
サステナビリティ・アドバイザリー部	—	12名
IFRSアドバイザリー部	29名	34名
IT監査部	44名	45名
合 計	180名	191名

監査業務本部
監査業務の実施部門です。適切なチーム編成・業務のモニタリング、人事評価などを実施しています。また、適時適切な品質管理を行うため、品質マネジメント本部と連携をはかっています。

法人管理本部
当法人のアドミニストレーションの中核を担う法人管理全般を総括するとともに、経理・総務を担当しています。また、IT ツールの開発及び法人活動を支えるインフラとしての情報システムの管理を行っています。

事業開発本部
新規監査業務、新規IPO 業務及びアドバイザリー業務等の業務開発を担当しています。また、各国Crowe Global メンバーファームとのリエゾンに関連して法人内サービスラインやCrowe ジャパンの各サービスラインとの連携及びブランド管理を行っています。

品質管理部

監査業務における一定の品質が確保できるようにルールを制定する部門です。

監査マニュアル、監査調書様式の提供や重要性の基準値の設定をはじめとしたファームポリシーを策定しています。監査基準等の改正に伴う周知、社内研修や各種勉強会などを随時実施しています。

■ 審理室

専門的な見解の問い合わせの対応及び複雑な会計処理等の判断を支援するナレッジセンターです。

	2023年度	2024年度
審理室への 問い合わせ件数	126件	117件

■ 金融監査室

金融に関わる監査業務を支援します。

リスク管理部

新規監査契約が適切に締結されていることをチェックする業務のほか、職業倫理及び独立性、ローテーションの方針を遵守していることを確認する部門です。

新規監査契約等承認の事前確認、独立性の確認、専門要員のローテーションの管理を行っています。監査責任者及び主査等である専門要員のローテーションについては、継続関与期間の規制及び当法人の専門要員のローテーションに関する規程に基づいてローテーションを実施しております。主要な同一関与先に対する監査責任者の継続関与期間は最長7会計期間（上場会社の筆頭監査責任者については、最長5会計期間）、及び主査等の専門職員が公認会計士法上の大会社等について継続して担当する期間は最長10会計期間として、これを超えて監査業務を行えないこととなっております。

審査部

計画立案や意見形成のプロセスや結論が適切であるかチェックする部門として、法人内審査全般の管理を行います。審査部は、上場会社、会社法及び非営利法人等、審査対象ごとに4つの審査委員会から構成され、理事会で選任された実務経験の豊富なレビュー・パートナーや審査担当者により、審査が実施されています。会計・監査上の重要事項 について、審査部長を中心に丁寧な議論を行っています。

品質管理検討室

重要な監査リスク領域に関連する監査調書の点検、監査調書の査閲強化のための指導、個々の監査業務のリスク領域のオフサイトモニタリング等を実施することで監査品質の向上を図っています。重要な監査リスク領域に関連する監査調書の点検は、すべての上場被監査会社（完了した監査業務の検証の対象会社などを除く）を対象として監査調書を検証します。監査調書の査閲強化のための指導は、参考となる査閲内容を法人内研修により紹介します。個別監査業務のリスク領域のオフサイトモニタリングは、全上場被監査会社の適時開示情報を収集し、識別した監査リスク領域に対するリスク対応状況をモニタリングします。個々の監査業務の点検の結果に基づき、レビュー・パートナーを含む監査チームの品質管理面の人事考課を行います。参考とすべき監査業務や改善すべき監査業務については、法人内で研修して品質レベルの向上に役立てています。

IFRS アドバイザリー部

当法人では、IFRSに基づく財務諸表の監査対応やIFRS導入支援、最新のIFRSの動向に関する調査研究を担当する部署としてIFRSアドバイザリー部を設置しており、現在約30名の専門スタッフが所属しています。IFRSアドバイザリー部では、IFRSの各基準を7つに分類し（基本、資産、負債、金融、収益、組織、開示）、この7分野を2名以上のメンバーが担当することによって専門性を高めています。IFRS適用企業及び導入を目指す企業の監査チームには、IFRSアドバイザリー部のメンバーを積極的に配員しています。また、IFRSの適用・解釈については、IFRSアドバイザリー部が監査チームの問い合わせ内容を検討しています。

IT 監査部

IT監査に関する業務実施体制を管理する部門です。IT全般統制評価を担当するIT監査部員の登録管理を行います。

部員や専門要員に対するIT監査研修を実施し、IT監査に関する調書様式を提供しています。

また、IT監査部員の専門性の程度及び被監査会社のITの複雑性の程度を評価し、

IT監査部員が適切アサインされていることを監査業務本部と連携してモニタリングしています。

サステナビリティ・アドバイザリー部

サステナビリティ情報開示の保証業務の実施に向けて、サステナビリティ基準委員会等からサステナビリティ情報開示に関する情報を収集して、被監査会社向けに研修を実施し、研究成果を取りまとめた情報を法人内で共有しています。

また、外部団体の研修や試験を受けることによる資格取得、外部研修への参加や法人内の勉強会の実施等により、サステナビリティ情報開示の専門的知識を有する人財の育成に努めています。

サステナビリティ情報開示の保証業務への取り組みは、以下の通りです。

取 り 組 み	概 要
専門部門の設置	将来のサステナビリティ情報開示の保証業務の実施に向けて、プライム市場にサステナビリティ情報に関する開示制度の導入について検討が進められていくなか、収集した情報や習得した知見をもとに、被監査会社に対してサステナビリティ情報開示の保証業務の実践を推進していくための専門部門を設置しています。
人財の育成	外部団体の研修や試験を受けることによる資格取得や外部研修への参加や法人内の勉強会の実施等により、サステナビリティ情報開示の専門的知識を有する人財の育成に努めています。
専門家の活用	サステナビリティ情報開示の保証業務においては、保証対象となるサステナビリティ開示情報の性質により専門的知識が必要となることが考えられ、専門的知識を有する専門家の採用、Crowe Globalや外部専門家との連携を検討しています。

Ⅲ 人的基盤 構成員の状況

■人的資源の重要性

監査法人を取り巻く環境はIT技術、AI、データサイエンスの進歩やサステナビリティ情報の開示・保証の制度の整備などにより大きく変化し、複雑化・多様化しています。また、その変化のスピードは早く、さらに昨今では世界的なインフレ・燃料価格高騰やウクライナ情勢、また米国トランプ政権による関税引き上げ措置などの影響で、近い将来の予測さえも困難な状況となっています。このような環境において、当法人は投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、財務情報の信頼性を確保するという社会の期待に応える使命を負っています。そのためには、本当の意味でのプロフェッショナルな人的資源が求められています。真のプロフェッショナルとは、被監査会社等を含む監査法人を取り巻く関係者とのコミュニケーションを大切にし、ケアを怠らないことで、相互の価値観を理解し、社会的使命を果たすことができる人財であると考えます。

■人的投資の基本方針と課題

当法人は、人的資源の採用・育成・コミュニケーションの促進を最重要課題と位置付け、積極的に投資を実施しています。採用については、公認会計士試験の合格発表時だけでなく年間を通じて中途採用活動を行うほか、常勤だけでなく非常勤の職員の採用活動も進めています。

また、公認会計士有資格者だけでなく監査アシスタント職員やIT業務・アドバイザリー業務に専門性を持つ職員も積極的に採用するなど、幅広い人財の確保を目指しています。コミュニケーションについては、在宅勤務等によるリモート業務が可能となった反面、対面でのコミュニケーションが減少したことによる新たな課題に対応するため社内交流費支援制度等を導入しているほか、更なるコミュニケーションの促進策を継続的に検討しています。

さらに育成という観点からは、特色あるOJT制度や、時間・場所を問わず自己研鑽できるようeラーニングの環境を整備しています。一方で、多様な実施形態による一層の研修の実効性強化を図るため集合型・ディスカッション形式の研修や各構成員のニーズに応じて選択可能な研修も実施しています。また、職位に応じた階層別研修制度の拡充も継続的に検討・実施しています。構成員に対しては、やりがいを感じ、能力を最大限発揮できるような魅力ある職場を提供することを基本方針としています。ワークライフバランスの重視や育児等の理由により、働き方の多様性を求める会計士が増えていきます。当法人として、在宅勤務制度、性別を問わない育児休暇制度や時短勤務など多様な働き方を提供するとともに、社会に求められている「働き方改革」の実現に向け制度の見直し及び改善を継続的に実施し、多様な「ひと」が活躍できる機会の提供を模索しています。

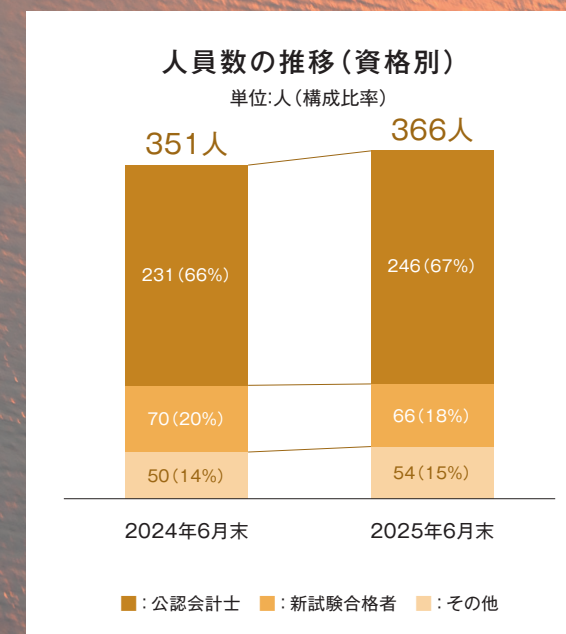
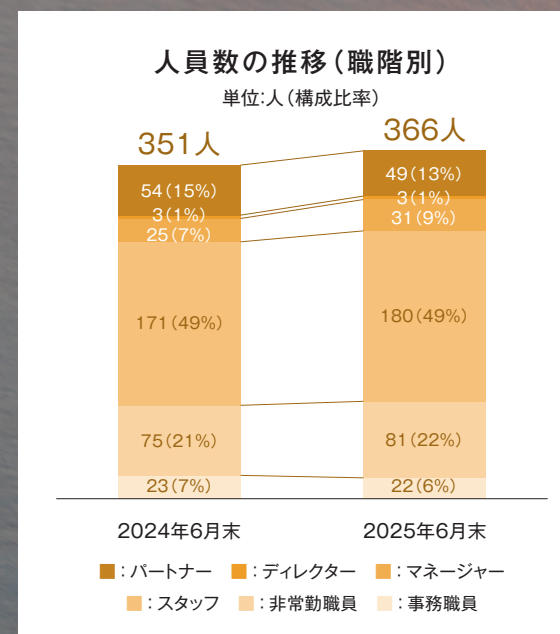


理事 HR 本部長
田中 章公

構成員の動向

常勤職員の採用と定着率の向上が課題となっています。そのために給与水準の見直しや職場環境の見直しなどをさらに推し進めていく必要があると考えています。

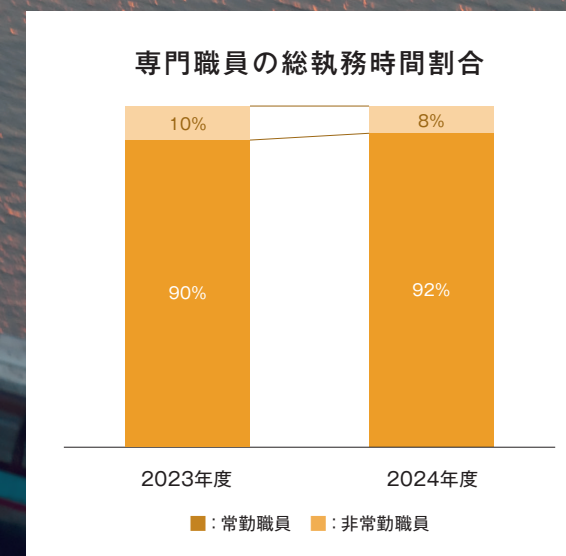
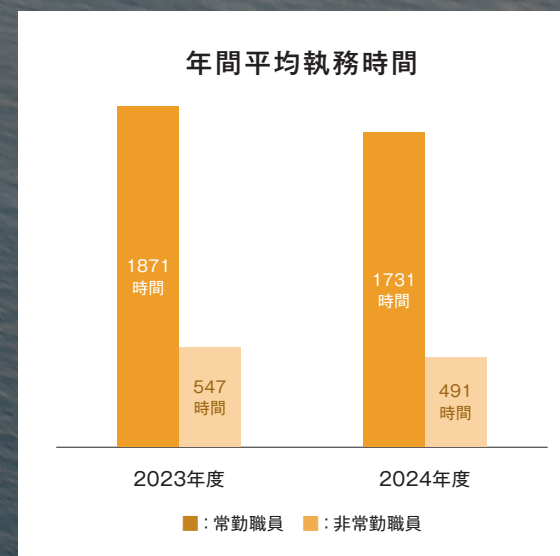
構成員数の動向は次の通りです。



年間執務時間

監査チームメンバーが心身ともに健康な状態で働けること、必要な時間を確保してリスクに対応した十分な監査手続が行えることが課題となっています。そのためにデジタル技術の活用や監査アシスタントによる補助・付随業務のサポートなどにより監査チームの業務量の削減を図っています。

年間平均執務時間・専門職員の総執務時間割合の動向は次の通りです。



※各月の合計執務時間を、各月在籍者数で除した月別平均値を12ヶ月分合算して算出しています。

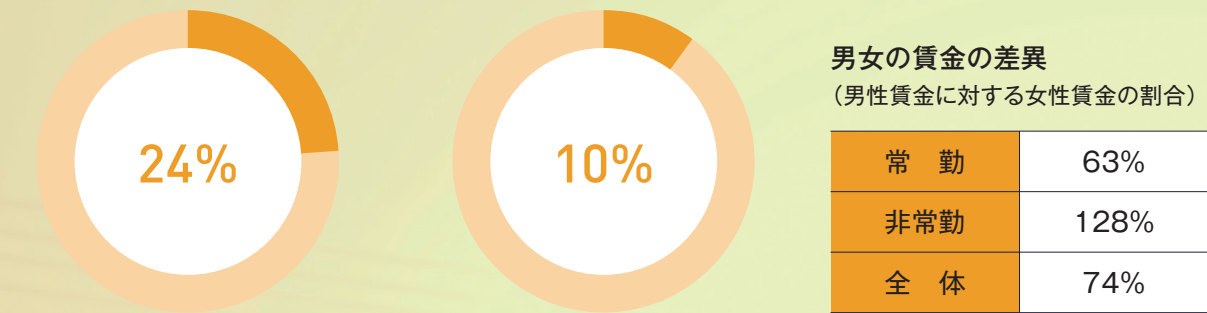
柔軟な人事制度

多様な働き方のニーズに応えていくことが重要であると考えており、ワークライフバランスを図るため有給休暇の取得を促進しています。また、ライフステージなどのニーズに応じた時短勤務、子供の看護等休暇、親の介護休暇など、幅広い育児介護制度を設けて働き方を選択できることは、個人の成長と組織の発展に寄与すると考えています。



2023年7月から2025年6月までの2年間に、産前産後休暇・育児休業を取得した女性職員はのべ8名、うち3名の方が復職し、5名の方は産前産後休暇・育児休業取得中です。時短勤務制度が充実しており、ほとんどの方が復職しています。

専門要員に占める女性の割合 管理職に占める女性の割合



男女の賃金の差異
(男性賃金に対する女性賃金の割合)

常 勤	63%
非常勤	128%
全 体	74%

各構成員の主たる役割

パートナー	監査の品質管理や意見表明の最終的な責任者 当法人への出資者で直接無限責任を負います
ディレクター	専門性の高い監査業務の統括的な管理者 適切な業務遂行のため複数の監査チームにおいて主査を統括するとともに、監査法人の専門性の高い管理業務を担います
マネージャー	監査業務の統括的な管理者 適切な業務遂行のため複数の監査チームにおいて主査を統括するとともに、監査法人の管理業務を担います
スタッフ	監査チームのメンバーとして業務の担当者 監査チームの主査となった場合は、監査計画の立案や現場作業のコントロールを担います

※2024年7月よりディレクターの職位を新設しています。

人事考課制度

人事考課においては、監査業務の品質に重点をおいた制度を採用しております。監査の品質管理を3つの構成要素に分解し、それに「コミュニケーション」を加えた4つの評価軸について、職階ごとの期待値を達成しているかという観点から考課を実施します。

品質管理Ⅰ 安定的な業務遂行	作成する監査調書の品質、期限の遵守、指示に対する対応、労務管理など、監査業務を安定的に実施できているか
品質管理Ⅱ 専門的知識の理解	会計・監査に専門的知識への理解度及びその知識を業務に活用できているか
品質管理Ⅲ 職位・役割に応じた責任	適時の査閲、チームメンバーの指導、規定の遵守など、職位やチーム内での役割に対して適切に責任を果たしているか
コミュニケーション	被監査会社等とのコミュニケーション、チーム内でのコミュニケーションや雰囲気作りなどは適切か

法人業務に対する考課、監査部門や品質管理部門の考課が加味されるとともに、考課者からは見えにくい貢献を考課に反映するために職員による自己PRの機会を設け、幅広い観点から公平性を感じられるよう配慮し考課しています。また、職員とは自らが所属する監査部等の責任者と直接対話する機会を1年に2回程度設け、キャリアプランにおける希望や課題を共有し、モチベーションの維持・向上につなげています。

人財育成

各職階において求められる役割を明確化し、主に人的スキル・IT・会計監査の3つの観点から、それらの役割を果たせるよう体系的な研修カリキュラムを提供しています。

＜人的スキル＞
スタッフは会計基準や監査基準を深く理解できるよう論理的思考力を養い、マネージャー・ディレクターは管理職としての高い管理能力や専門的能力・説明力を養い、パートナーは監査責任者としての高い品質管理能力とマネジメント能力を養うとともに変化するビジネス環境に適応するための研修カリキュラムとなっています。

＜IT＞
近年のITの急速なビジネスへの浸透に伴い、監査業務においてもITリテラシーの向上がますます重要になっており、当法人では、在籍者全員が情報セキュリティ研修を受講し秘密保持を確実に果たせるように取り組んでいます。また、特に早い時期からのIT研修に力を入れ、監査に必要なITの知識を体系的に習得できるような研修カリキュラムとなっています。

スタッフ: ITの基礎知識の習得

(1年目) Excel・Wordの操作の習得

- ①Microsoft Office Specialist(MOS)試験対策講座の受講
- ②上記試験の受験(全員)及び受験料の補助

(2年目) IT全般の基礎知識の習得

- ①ITパスポート試験対策講座の受講
- ②上記試験の受験(全員)及び受験料の補助

シニア: 監査に必要なITの知識の習得

IT監査の基礎知識の習得

- ①IT統制を含む監査計画を立案できるようになる
- ②IT専門家等、他のメンバーが作成したIT関連調書の査閲ができるようになる
- ③計画から実施、結果まとめに至る一連の手続が実施できるようになる

2025年度 研修カリキュラム概要

	人的スキル	IT	会計監査
ジュニアスタッフ	●新入社員研修 ●ビジネスマナー ●SNSリテラシー	●Excel・Word ●ITパスポート試験対策 ●監査ツール ●IT監査	●会計・監査基準の改訂 ●内部統制/サンプリング ●不正事例研究
シニアスタッフ	●論理的思考力 ●スタイル別コミュニケーション ●プロジェクト・マネジメント ●管理職適性分析	●Excel利用データ分析 ●IT監査	●会計・監査基準の改訂 ●内部統制 ●インチャージ業務 ●不正事例研究 ●Valuation実務
マネージャー・ディレクター	●クリティカルシンキング ●講師養成 ●クライアントとの交渉術	●IT監査	●会計・監査基準の改訂 ●不正事例研究
パートナー	●プレゼン・スピーチスキル ●経営者との対話	●IT監査	●会計・監査基準の改訂 ●不正事例研究 ●監査業務への心構え

構成員の研修履修

職業的専門家として、能力の維持・向上のために、研修受講は欠くことのできない重要な要素です。

当法人が構成員に提供する研修において、最後に確認テストを実施し、一定以上の理解度に達していない場合には履修単位として認めない等、研修内容の定着を意識した制度としています。

構成員の平均研修受講取得単位数は、次のとおりです。なお、下記の表にはOJTに要する時間は含まれていません。

	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
パートナー	56	56	73
マネージャー	50	55	63
スタッフ	51	54	61

※継続的専門能力開発制度(CPD=Continuing Professional Development、以下「CPD」という)とは、日本公認会計士協会が会員に対して研修の履修を義務付け資質の維持・向上を行うとともに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うこと、また、それぞれの会員が能力開発を行うためのサポートを協会が行うこと、これら全体の制度を言います。CPD制度は、当該事業年度を含む直前3事業年度合計で120単位以上の履修義務があり、当法人では、上記日本公認会計士協会が定める必要な単位数を満たすとともに、年間40単位以上の履修を義務化しています。

<会計監査>

スタッフは勘定別の監査手続を中心に、シニアスタッフはグループ監査など主査業務に必要となる知識の習得を中心とした研修カリキュラムとなっています。

会計基準・監査基準の改訂や税制改正等、最新の動向についても対応しています。

公認会計士試験合格者については、合格後の概ね3年間で監査業務に関する知識をひととおり学べるような研修プログラムを構築しています。

加えて、研修の受講だけでなく、OJT制度として、3年間で基本的な監査手続を漏れなく習得できるよう担当コントローラーを配員し、運用しています。

このように、各職階で求められる能力を身に付けられるように階層別研修を充実させてきていますが、これを継続するとともに、自分が希望する将来の方向性に応じて、研修を「ひと」ごとにカスタマイズ(選択)できる研修の制度を導入しています。

それ以外にも、金融機関監査・IFRS・IT監査・非営利法人監査などの専門分野別研修や、不正検査士やITに関する資格の取得支援、英会話などの学習支援も必要に応じて検討・実施しています。

また、日本公認会計士協会等への出向や委員としての派遣も積極的に行うほか、海外ネットワークファームへの派遣等、グローバルで幅広い視野の人財育成にも取り組んでいます。

IV IT基盤

ITへの取り組み方針

近年のテクノロジーの発展は著しく、監査業務においても、また当法人の品質管理システムの運用においても、ITは不可欠な要素です。

当法人の「ひと」に寄り沿い、「ひと」のチカラで成長するという経営目標を達成するためには、快適な職場環境の実現が不可欠であり、その手段としてITを利用した業務改善に期待される役割が非常に大きくなっています。「ひと」と業務の本質を理解し、それにフィットする形で最適なデジタル支援を行うことが、私たちのDX（デジタルトランスフォーメーション）の根幹です。

そのため、これまで分離していたIT戦略部門とIT運用部門を統合し、「デジタルサービス部」という新たな組織を立ち上げました。この組織再編により、IT戦略の立案から実行、運用・改善に至るまでをワンストップで対応する体制が整い、変化の激しい現代において、スピーディかつ一貫性のあるDX推進を実現します。

当法人のIT投資は『適材適所』を基本方針としています。クラウドサービスとオンプレミス（自社設置型）システムを組み合わせるハイブリッド構成を採用し、拡張性・コスト・セキュリティのバランスを最適化しています。また、自社開発による柔軟な対応と、市販ソフトウェアの効率性を組み合わせることで、利便性と高い品質を両立しています。

昨今では例えば生成AIの進展が著しく、また監査に有用な市販のITサービスも徐々に充実してきております。「必要なものにはしっかりと投資する」という積極的な意識を持ち、常に新技術の動向に高いアンテナを張りつつ、監査実務における有用性も考慮して、資源の最適配分に努めています。

売上高IT投資比率

2023年度実績	2024年度実績	2025年度計画
1.9%	1.9%	3.2%

監査品質とIT

■電子監査調書

電子監査調書システムとして、Caseware Working Papersをすべての監査業務において導入しています。ロケーションを問わず適時に監査調書を作成・査閲することができ、また、調書作成期限後における事後的な修正・改ざんも電子的に防止しています。電子監査調書システムは仮想化されており、PCのパフォーマンスや通信環境に左右されにくい安定的な稼働環境を実現しています。

■監査サンプリングツール

自社開発した監査サンプリングツールを利用しており、サンプリングにおけるヒューマンエラーの防止や再現性の確保という品質面と、作業の効率化を両立しています。

■監査実績集計ツール

資格誤表記を防止するため、基幹システムに会計士登録日のデータを登録し、資格情報に基づく作業時間がミスなく集計できる仕組みを設けています。

新しい技術への対応

■データ分析ツール

CaseWare IDEAやThumgy Data、パワークエリを導入しています。また『東陽Data warehouse構想』を掲げ、データ分析ツールの自社開発に取り組んでいます。データ活用の推進にはデータ形式の標準化が重要と考え、会計システムごとに様式が異なる会計データをISO21378に準拠した標準的な形式に変換してデータベースに格納することで、すべての監査チームが利用可能なデータ分析の統一プラットフォームを構築中です。データ分析の充実により企業環境の理解を深め、データの裏付けに基づくリスクアプローチを通じてより高品質・高効率な監査業務の実践を目指します。

■ジェニアルAIの導入

AI-OCRを利用した証憑突合支援サービス「ジェニアルAI」を全面導入し、作業時間の短縮を図っております。また、開示書類チェックの支援ツール「ジェニアルAI 開示チェック」についても一部導入しております。

■Balance Gatewayの利用

会計監査確認センター合同会社の提供する電子確認状プラットフォーム『Balance Gateway』について利用を積極的に推進しております。2023年11月の本格利用開始から飛躍的に増加しています。

Balance Gatewayの利用通数

2023年度	2024年度
30通	600通

■生成AIの活用

Chat GPTやCopilotを一部試験導入しております。今年度にはAzure OpenAIによるセキュアでクローズドな生成AI環境の全面導入を予定しています。導入後は、社内横断的なプロジェクトを組成し業務での活用場面を増やしていく予定です。

情報セキュリティ

■PCとサーバー

PC内にデータが保存されないデータレスPCを導入し、すべての構成員に配布しています。PC上のデータ、監査において入手したデータなどはすべて自社サーバー上に格納されており、自社サーバーへの外部接続は専用網に限定しています。これらの自社サーバーは次世代ファイアーウォールによってウイルス等の脅威から保護するとともに、SOC

サービス契約により外部接続のログを24時間365日モニタリングし、サイバー攻撃等の疑わしい挙動を速やかに検出できる体制を構築しています。被監査会社等からのデータ受領のために暗号化されたデータ転送サービスを導入し、USBメモリ等の外部ストレージ接続は原則禁止としております。クラウドストレージへの通信も制御しており、情報漏えいリスクの低減を図っています。このような強固なITセキュリティにより、社内外において安心して業務ができる環境を整えています。

■バックアップ体制

業務データの安全性を確保するために、複数の拠点に分散してバックアップを設置しています。これは災害やシステム障害などの緊急事態に備えたDisaster Recovery（災害復旧）体制の一環であり、万が一の事態にも迅速な業務復旧を可能とするものです。また、定期的にリカバリテストを実施することで、バックアップデータの有効性と復旧手順の正確性を常に確認し、実効性のある対策を維持しています。

■セキュリティ訓練

構成員のセキュリティ意識向上を目的として、定期的にフィッシングメールへの対応訓練を実施しています。これにより、実際のサイバー攻撃に対する即応力を高めています。加えて、外部の専門機関によるセキュリティ診断を受けることで、自社の情報セキュリティ体制の客観的な評価と継続的な改善を図っています。

DXによる監査の高度化

新しい技術への対応

ITの発展は日進月歩であり、常に新しい技術へと取り組む姿勢こそが監査業務の進歩を加速させる。

監査品質とIT

ITにより監査業務におけるヒューマンエラーを防止し、透明性を高める。

情報セキュリティ

取り扱うデータが増えるほど情報漏洩のリスクは高まる。高度なセキュリティがデータ利用を加速させる。

監査の高度化

これら3つが合わさった時、監査業務のあり方は大きく進展する。監査品質の向上、業務の効率化、データに基づく企業の深い理解。これらを同時に成立させることを「監査の高度化」と定義し、当法人がDXにより目指す姿である。

V 財務基盤

(単位:千円)			
売上高の総額は以下の通りです。		第54期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第55期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高	監査証明業務 非監査証明業務	4,716,412 58,444	4,623,240 61,677
合計		4,774,856	4,684,918

(監査証明業務)

当事業年度末現在の被監査会社等の数は212件、前年度末より18件の減少です。

内訳は金商法及び会社法監査80社、金商法監査3社、会社法監査48社、学校法人監査19法人、労働組合監査1件、その他の法定監査16件及びその他の任意監査45件です。

当事業年度の業務収入のうち、監査証明業務に係る収入は4,623,240千円です。

(非監査証明業務)

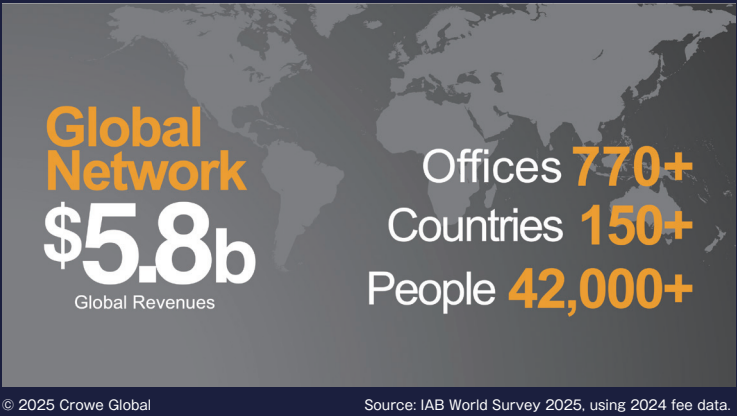
当事業年度の非監査証明業務は46件です。当期の業務収入のうち、非監査証明業務に係る収入は61,677千円です。

なお、当法人において報酬依存度が15%を超える特定の被監査会社はありません。

VI 国際対応基盤

Global Network

東陽監査法人の加盟しているCrowe Globalは、世界150カ国以上において会計、アドバイザリーサービスを提供する、世界第9位の規模のグローバル会計ネットワークです。そして、Crowe Globalは、国際会計士連盟(IFAC)により設置された国際会計事務所ネットワークの団体である「フォーラム・オブ・ファームズ」(FOF, Forum of Firms)の正式なメンバーとして、全世界の高品質な監査実務と基準の一貫した適用を推進しています。東陽監査法人とCrowe Globalは、“Caring and Sharing”「ケアと価値観の共有」のために、コミュニケーションを常に行っています。



Crowe Global の監査事務所

グローバル レビュープログラム (Crowe Global QAR Program) により、Croweのメンバーファームは、監査業務について定期的にレビューを受けています。2025年において、重要な指摘事項はありませんでした。

レビューは、監査品質と基準の適用に関する経験を共有するとともに、新しい基準がどのように適用されるかを予測する機会です。個々のメンバーファームは、レビューから全体的な傾向やテーマを含む包括的なフィードバックを受け取ります。業務上の提携としては、国際業務における監査手法及び品質管理等の情報交換、各種国際業務のセミナー開催への参加、海外提携事務所への業務紹介・海外提携事務所からの業務紹介が挙げられます。Crowe Globalは、各事務所の自主性を重んじるため取り決めは多くありませんが、トレードマークの使用ルール、業務の相互リファー（紹介）について協力することが取り決められています。

Country	Firm
Afghanistan	Crowe Horwath - Afghanistan
Albania	Crowe AL SHPK
Algeria	Cabinet D'Audit Hamza et Associes
Andorra	Crowe Andorra SL
Angola	Crowe Angola - Auditores e Consultores, S.A.
Argentina	Canepa, Kopec y Asociados SRL
Armenia	Crowe & Asatryans LLC
Australia	Crowe Australasia
Austria	Crowe SOT
Azerbaijan	Crowe Baltic Caspian Audit LLC ABAK-Az Crowe Ltd.
Bahamas	Crowe Bahamas
Bahrain	Crowe BH
Bangladesh	Ahmed Mashuque and Co.
Barbados	Crowe BDS SRL
Belgium	Callens, Vandelanotte & Theunissen
Belize	Crowe Belize LLP
Bolivia	Crowe Horwath Bolivia SRL
Botswana	Crowe Goel & Associates
Brazil	Crowe Consult Consultoria Empresarial Crowe Macro Auditoria e Consutoria Ltda Consult Auditores e Consultores Associados
British Virgin Islands	Crowe (BVI) Limited
Bulgaria	Crowe Bulgaria Audit EOOD

Cambodia	Crowe (KH) Co., Ltd.
Cameroon	Okalla Ahanda & Associes
Canada	Crowe BGK LLP Crowe MacKay LLP Crowe Soberman LLP
Cayman Island	Crowe Horwath Cayman Limited
Chile	Crowe Auditores Consultores Ltda.
China	Crowe China Certified Public Accountants Beijing Dehao International Certified Public Accountants
Colombia	Crowe Co S.A.S.
Costa Rica	Crowe Horwath CR, S.A.
Cote d'Ivoire	Uniconseil
Croatia	Crowe Hrvatska
Curacao	ACC & Partners B.V.
Cyprus	Crowe Cyprus Limited
Czech Republic	Crowe Advartis Audit s.r.o
Denmark	Crowe Statsautoriseret Revisionsinteressentskab
Dominican Republic	Sotero Peralta & Asociados
Ecuador	Romero y Asociados Cia. Ltda.
Egypt	Crowe Dr A.M. Hegazy & Co
El Salvador	Integrity Auditing Group, Ltd. a. de C.V.
Estonia	Crowe DNW Ltd.
Finland	Maura Audit Oy
France	Avvens Management Becouze & Associes

France	Cogefis Associes
	Crowe Reunion
	Dauge Fideliance
	Dupouy & Associes
	Fideliance
	Fiduroc
	Groupe Ficorec
	Crowe HAF
	RSA
	SAS Groupe Rocard
	Sogec
	Crowe Fidelio Audit
French Polynesia	Horwat Tahiti
Georgia	Crowe GE LLC
Germany	Dr. Kleeberg and Partners GmbH
	Möhrle Happ Luther Wirtschaftsprüfungsgesellschaft GmbH
	HSA Horwath GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
	RWT Crowe GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft Steuerberatungsgesellschaft
	BPG Beratungs- und Prufungsgesellschaft GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft Steuerberatungsgesellschaft
Ghana	Veritas Associates
Greece	Crowe SOL
Guatemala	Vertice Financiero S.A.
Guyana	Crowe Burgos-Solomon Inc.
Honduras	Horwath Central America, S. de R.L. de C.V.
Hong Kong	Crowe (HK) CPA Ltd.
Hungary	Crowe FST Consulting Kft
India	JC Bhalla & CO.
Indonesia	TPersekutuan Perdata Akuntan Publik eramihardja, Pradhono & Chandra
	Crowe Indonesia Teknologi PT

Iraq	Crowe Professional Auditors LV
Ireland	Crowe Ireland
Isle of Man	Crowe Isle of Man LLC
Israel	Strauss Lazar & Co.
Italy	Crowe AS SpA
	Simple Audit SRL
Japan	Crowe Toyo & Co.
Jordan	Ibrahim Yaseen & Partners Co. - Professional Auditors
	Al-Tillawi, Al-Khateeb Company & Partner Co.
Kazakhstan	Crowe Kazakhstan
Kenya	Crowe Erastus & Co.
	Crowe COR LLP
Kosovo	Cowe Audit PKR Kosova LLC
Kuwait	Cowe Al Muhanna & Co.
Latvia	Crowe DNW SIA
Lebanon	Crowe Professional Auditors LV
Liberia	Crowe Liberia LLC
Liechtenstein	Crowe Treuhand AG
Lithuania	UAB Crowe LT
Luxembourg	C-CLERC S.A.
Malaysia	Crowe Malaysia PLT
Maldives	Crowe Maldives LLP
Mali	Inter Africaine d'Audit et d'Expertise (IAE-SARL)
Malta	Horwath Malta
Mauritius	Crowe Horwath ATA
Mexico	Gossler SC
Moldova	Crowe Audit FPA SRL
Montenegro	Crowe MNE
Morocco	Horwath Maroc Audit
Mozambique	Crowe Horwath Mozambique Limitada
Nepal	B. K. Agrawal & Co.
	Crowe Foederer B.V.
Netherlands	Crowe Peak B.V.
	Crowe Australasia
New Zealand	Crowe Australasia
Nicaragua	Crowe NI S.A.

Nigeria	Crowe Dafinone
Norway	Vidi Revisjon AS
	Crowe Partner Revisjon AS
Oman	Crowe Mak Ghazali LLC
Pakistan	Crowe Hussain Chaudhury And Co.
Panama	Crowe Panama Services SA
Paraguay	J.C. Descalzo & Asociados
Peru	Roncal, D'Angelo y Asociados S. Civil De R.L.
Philippines	Ramon F. Garcia & Company CPAs
Poland	Poland Audit Services Sp. zo.o.
Portugal	Crowe & Asociados, SROC, Lda.
Puerto Rico	Crowe PR PSC
Qatar	Adib Al Chaa & Co Chartered Accountants
Romania	Finexpert - Boscolo Consulting SRL
Saint Vincent and Grenadines	Crowe SVG Ltd.
Saudi Arabia	Crowe Solutions for Professional Consulting (KSA)
Senegal	Max Consulting Group (MCG)
Serbia	Crowe RS doo
Sierra Leone	Crowe Decker & Partners
Singapore	Crowe Horwath First Trust LLP
Slovakia	Crowe Advartis Assurance s.r.o.
South Africa	Crowe HZK
	Crowe JHB
	Crowe Winelands (Pty) Ltd.
South Korea	Hanul LLC
Spain	Crowe Auditores España S.L.P
Sri Lanka	Gajma and Co.
Suriname	Crowe Burgos Accountants N.V.
Sweden	Sydrevisjoner Vast AB
	Kindberg Revision AB
	Sydrevisjoner Aktiebolag
	Crowe Osborne AB
	Crowe Västerås AB
	Nyström & Partners Revision KB

	Crowe Tonnerviks Revision AB
	Tonnerviks Horwath Revision Skane AB
Switzerland	Alfa Treuhand- und Revisions AG
	Crowe Curator Audit AG
	S&A Tax and Audit SA
Syria	Crowe Professional Auditors LV
Taiwan	Crowe (TW) CPAs
Tajikistan	Crowe ACG
Tanzania	Crowe Tanzania
Thailand	ANS Audit Company Limited
Togo	Crowe TG Icaaf Sarl
Tunisia	Cabinet Zahaf et Associes
	Horwath ACF
Turkey	Kavram Bağımsız Denetim ve Danışmanlık A.Ş.
	Crowe Horwath Olgu Bağımsız Denetim ve YMM A.S.
	Crowe HSY AB
Turks & Caicos	Crowe Belize Limited
Uganda	Crowe AIA
Ukraine	Crowe DNW Ukraine LLC
	Inter-Audit Crowe LLC
	AC Crowe Ukraine
	Crowe Erfolg Ukraine LLC
United Arab Emirates	Crowe Mak
United Kingdom	Crowe U.K. LLP
United States	Crowe LLP
	TRUSTA, An Accountancy Corporation
Uruguay	Stavros Moyal y Asociados SRL
Uzbekistan	Crowe TAC
Venezuela	SC Marquez Perdomo & Asociados
Vietnam	Crowe Vietnam Co., Ltd.
Yemen	Crowe AHFAD
Zimbabwe	Crowe Zimbabwe

第2編 監査品質のマネジメントに関する年次報告書（別紙）
「監査法人のガバナンス・コード の適用状況」

監査法人が果たすべき役割

	原則及び指針	対応状況
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	監査品質を重視した理事長メッセージを定期的に法人内に向けて伝達しています。
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	「財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」という経営理念として掲げ、社会的使命と被監査会社等の期待に応えるため、日々邁進しています。 また経営理念を実践するための経営基本方針として、「財務情報の信頼性確保という社会的使命を遂行する」「被監査会社等とのコミュニケーションを大切にシケアを怠らないことで、相互の価値観の共有を醸成する」「監査法人の唯一無二の財産である人財を、単なる会計・監査の知識だけでなく情熱に溢れる人財に育て、社会的使命を果たすことによって広く社会に貢献する」の3つの方針を掲げています。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理を重視した適正な評価及び多様な働き方を提案することにより構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるような人事評価や研修を行っています。外部出向や海外派遣なども積極的に行っています。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査をめぐる課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	会計監査上の重要事項については、合議制による事前審査を数多く行い、多様な意見を反映させています。また、会計や監査上の質問や専門的な見解の問い合わせなど審理室が窓口になり一括対応しています。審理室では、それらの情報をフィードバックする研修も定期的に行っています。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じている明らかにすべきである。	監査業務を中心としているため非監査業務自体の収入は他法人と比べて多くはありませんが、被監査会社等のニーズに応えるため及び専門的能力を高めるために提供すべき非監査業務を行っています。 監査人による監査関与先に対する非監査業務の提供には一定の制限がありますが、当法人及びCrowe Globalが監査関与先に対して非監査業務を提供する場合には、その網羅性の確認とともに独立性に関する職業倫理の規定に照らして、提供の可否を判断しております。
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置付けについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	Crowe Globalは、国際会計士連盟(IFAC)により設置された国際会計事務所ネットワークの団体である「フォーラム・オブ・ファームズ」(FOF, Forum of Firms)の正式なメンバーとして、全世界の高品質な監査実務と基準の一貫した適用を推進しています。東陽監査法人とCrowe Globalは、“Caring and Sharing”「ケアと価値観の共有」のために、コミュニケーションを常に行っています。

組織体制（経営機能）

	原則及び指針	対応状況
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営期間を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	理事長の指名のもと組織された理事会が経営機関を担っています。
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	理事会は最高決定機関である社員会から業務運営を委任されておりますが、重要な案件については、理事会が方針案を作成し社員会により決定されます。
	●監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	品質マネジメント本部の指揮のもと、品質管理部、審査部及びリスク管理部等がそれぞれの職責を果たすとともに有機的に機能させています。 また、監視委員会及び内部監査室にモニタリング機能を持たせ、適時で適切なモニタリング及び改善活動を行うこととしています。
	●監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査マニュアルやツールを提供するとともに、経営者及び監査役との実質的なディスカッションを義務付けています。
	●法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	人事考課や研修制度を充実させています。
指針 2-3	●監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	デジタルサービス部によるITの有効活用の推進と情報セキュリティ委員会により情報セキュリティ保持の施策を実施しています。
	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	理事会の構成員である理事長や理事の選解任権は社員会にあります。 なお、理事は理事長が指名し、社員会の信任決議により選任されます。

組織体制（監督・評価機能）

	原則及び指針	対応状況
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	独立した客観的な立場から経営執行を監視するため、経営監督評価委員会を設置しております。経営監督評価委員は、社員から1名及び独立性を有する第三者（外部委員）2名で構成されています。
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	経営監督評価委員は、理事会の決議を経て社員会において選任されます。経営監督評価委員の過半数は、独立性を有する第三者（外部委員）で構成されます。
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ●経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ●組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ●経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ●法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ●内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ●被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	経営監督評価委員会は、経営の機能強化、実効性及び透明性を支援するため、経営全般に関する幅広い事項について関与し、理事長又は理事会に対して提言を行います。
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行にあたっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	経営監督評価委員会の業務遂行にあたっては、各本部が補佐します。

業務運営

	原則及び指針	対応状況
原則 4	監査法人は、規模・特性を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	各監査部において、原則として年2回の構成員との個別面談のほか、実際の不正事例等を題材としたパートナー、マネージャー、スタッフからなるグループディスカッションを実施するなど、参加型研修による意見交換や議論を通じて、法人全体の会計監査の品質向上に努めています。 また、適時適切な品質管理に関する意見交換が行われるよう、監査部と品質マネジメント本部が連携をはかっています。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	多様な働き方に応じた規則を定め品質管理を重視した人財育成、人財管理・評価を行っており、それに応じた報酬形態になっています。
指針 4-3	監査法人は併せて以下の点に留意すべきである。 ●法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ●法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ●法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ●法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	監査マニュアルや様式の整備、審査などの法人内業務や監査チームの編成など、構成員の評価や面談などを通じて適切な人財配置を行っています。
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論留意すべきである。	代表取締役や監査役等とは監査上のリスク等について深度のある定期的なディスカッションを義務付けています。さらに他の役員との意見交換も積極的に行うよう指導しています。
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部からの通報については、当法人のホームページ上にコンプライアンス・ホットラインを設けています。窓口については法律事務所と当法人内の担当窓口の2つから選択可能となっています。

透明性の確保

	原則及び指針	対応状況
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書において公開しています。
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ●監査法人における品質管理システムの状況 ●経営機関等の構成や役割 ●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ●法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む） ●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育を含めた人材育成方針 ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ●監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	本報告書において公開しています。

指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	●東陽監査法人の加盟しているCrowe Globalは、世界150カ国において会計、税務、アドバイザリーサービス等を提供する世界第9位のグローバル会計ネットワークです。 ●ブランドを共有し、高度な監査品質を維持するためのノウハウの獲得や、最新の世界的情勢を適時に共有することを目的としてCrowe Globalのグローバルネットワークに加盟しています。 ●東陽監査法人としては、Crowe Globalからは独立した運営となっているため、Crowe Globalに加盟するリスクはないと認識しています。 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼす契約はCrowe Globalと締結していません。
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	公認会計士・監査審査会及び日本公認会計士協会と定期的な意見交換を実施しています。また、被監査会社の役員等とは、監査上のリスク等について深度ある定期的なディスカッションを義務付けています。このほか、様々なステークホルダーとの意見交換を実施することにより、会計監査の品質の向上等に役立てています。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	経営監督評価委員会が定期的に評価します。また、リスクアプローチに基づく品質管理システムの整備及び運用が適切に行われるため、監視委員会による品質管理システムの整備及び運用の状況に関する情報の適時把握、識別した不備に適切に対処するモニタリング及び改善活動の実施、当法人の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られた発見事項の評価が行われます。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	上記の評価結果等は理事会で検討した上で組織的な運営の改善に活用します。